

記述情報の開示の好事例集2023 金融庁 2024年3月8日 (更新)

有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの状況等ほかの開示例

9. 「経営上の重要な契約等」の開示例

(好事例の選定にあたって、特に注目した項目)

ガバナンス : 企業・株主間のガバナンスに関する合意

株式の処分等 : 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意

財務上の特約 : ローン契約と社債に付される財務上の特約

3 類型以外 : 上記の3 類型以外の契約

目次

○有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの状況等ほかの開示例

9. 「経営上の重要な契約等」の開示例	(番号)
投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント	9-1～9-2
好事例として採り上げた企業の主な取組み	
株式会社かんぽ生命保険	9-3
株式会社グリーンズ	9-4
株式会社ローソン	9-5～9-6
開示例	ガバナンス 株式の処分等 財務上の特約 3類型以外
株式会社かんぽ生命保険	● 9-7
株式会社白鳩	● ● ● 9-8
株式会社カーブスホールディングス	● 9-9
株式会社グリーンズ	● ● 9-10～9-11
株式会社ローソン	● 9-12～9-13
住友金属鉱山株式会社	● 9-14
コナミグループ株式会社	● 9-15

●は、以下の観点で参考になる開示
「ガバナンス」：企業・株主間のガバナンスに関する合意
「株式の処分等」：企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意
「財務上の特約」：ローン契約と社債に付される財務上の特約
「3類型以外」：上記の3類型以外の契約

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント	参考になる主な開示例
<ul style="list-style-type: none"> 法令上の開示の要請は、契約当事者間の合意による契約上の守秘義務に優先することから、秘匿性の高いものや実質的な秘密等を除き、<u>契約上の守秘義務を理由として開示対象から外すことについての合理的な説明を行うことは難しいと考えられるため、積極的な開示を行うことが有用</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社かんぽ生命保険(9-7) 株式会社白鳩(9-8) 株式会社カーブスホールディングス(9-9) 株式会社グリーンズ(9-10～9-11) 株式会社ローソン(9-12～9-13) 住友金属鉱山株式会社(9-14) コナミグループ株式会社(9-15)
<ul style="list-style-type: none"> 業界内では常識的な契約等であっても、他の業界では一般的ではない重要な情報もあるため、<u>利用者が重要な契約等の内容を理解するにあたり必要な情報を丁寧に開示することが有用</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社かんぽ生命保険(9-7) 株式会社白鳩(9-8) 株式会社グリーンズ(9-10～9-11)
<ul style="list-style-type: none"> 契約による制約条件がある場合、重要な契約の開示は、<u>どのように経営上の意思決定や事業運営を行っているかを知るための1つの情報源となる</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社グリーンズ(9-10)
<ul style="list-style-type: none"> 財務制限条項へ抵触している場合には、<u>債権者からの期限の利益喪失請求等の有無について開示することが有用</u>。加えて、<u>債権者から請求等がない場合には、その理由についても開示することはより有用</u> 	

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント	参考になる主な開示例
<ul style="list-style-type: none"> • <u>経営上の重要な契約等と、事業等のリスクや株式の保有状況等の開示が連動することは有用</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • 株式会社かんぽ生命保険(9-7) • 株式会社グリーンズ(9-11) • 株式会社ローソン(9-13) • 住友金属鉱山株式会社(9-14)
<ul style="list-style-type: none"> • <u>適時開示を行った契約は、重要性の検討を行ったうえで有価証券報告書においても開示することが有用</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • 株式会社白鳩(9-8) • 株式会社カーブスホールディングス(9-9) • 株式会社グリーンズ(9-10)
<ul style="list-style-type: none"> • 既存の契約を新たに開示しようとする場合で、担当部署限りで判断することが困難なときには、<u>取締役会や監査役会等が経営者と議論して開示を充実させていくことが必要</u> 	<p>—</p>

経緯や 問題意識

- 当社では、親会社の日本郵政株式会社が保有している当社株式の売出しが今後も想定されている中で、2015年の上場当時から当社のリスク情報や重要な契約を継続して開示している。
- （ブランド価値使用料を開示していることについて）親子上場していることもあり、少数株主の利益保護の観点から、日本郵政グループ内の取引については、透明性やガバナンスの有効性を説明する責任があると考え、開示を行っている。

プロセスの 工夫等

- 有価証券報告書は、今後の売出し時に提出する有価証券届出書の添付資料になるため、外部の弁護士、有報の作成支援会社、監査法人と入念に調整をした上で、記載を行っている。
- 日本郵政グループ内の他社との記載の平仄にも留意をしている。

充実化の メリット等

- 投資家の投資判断に資する情報を積極的に開示することにより、当社への理解が促進されるとともに、適正な株価の形成に繋がる。
- また、ブランド価値使用料等の金額水準を示すことにより、透明性やガバナンスの有効性を投資家に訴求できる。

経緯や 問題意識

- 2019年の年末から2020年の初頭にかけて、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、経営の安定的な運転資金の調達のために借入れを開始したところ、当社にどのような状況が発生しているかについての説明が必要という思いから、開示を行うに至った。

プロセスの 工夫等

- 当社の事業上のリスクとして、開発割当店舗数が未達成の場合にフランチャイズ契約が解消されることが挙げられるが、その対応状況について理解いただけるような説明を心掛けた。
- 概要をできる限り要約して記載することを考えて、契約の許諾内容、対価、解約条件に絞り、本契約において固有と考えられる事項についての記載を行った。
- 本件の開示にあたっては、当社の経営トップに開示を行うことへの理解があったため、順調にプロセスを進めることが出来た。

充実化の メリット等

- 契約のポジティブな側面、リスクの側面ともに開示することにより、投資家の一定の理解を得られている。
- 財務制限条項と抵触状況の詳細を開示することにより、リスクの度合や好転の状況を示すことで、取引金融機関から一定の理解を得られている。

「経営上の重要な契約等」について

経緯や 問題意識

- 当社の主要な事業であるコンビニエンスストア事業は主にフランチャイズ展開しており、フランチャイズ契約は経営上重要な契約であるところ、その要旨を開示することは、当社の事業内容及びリスクを判断するにおいて有用な情報開示に相当すると考えるに至ったもの。

プロセスの 工夫等

- フランチャイズ契約は事業の中核をなす契約になるため、その内容をどの範囲まで開示するに相応しいかはよく精査の上、開示内容を取りまとめた。

充実化の メリット等

- 投資家の事業内容の理解に供することができた点のほか、事業環境の変化等を踏まえた契約改定・変更があった際に、その見直した開示内容を通して、当社の事業環境の変化等に対する対応理解の一助につながるところもあったと思慮している。

「事業等のリスク」について

経緯や 問題意識

- 従来よりリスクマネジメントへの取組みは実施していたものの、年々リスクの複雑化、及び顕在化した際の被害の甚大化が進んでいる背景を踏まえ、2021年度より改めてリスクマネジメント体制やルールの整備を進め、リスクマネジメントへの対応強化を図った。
- また、非財務情報の積極的開示を進める必要があるという認識の下、金融庁が公表している「記述情報の開示の好事例集」等を参考に、それらの整備した結果に基づき、開示情報の充実化を図った。

プロセスの 工夫等

- まずは、開示を目的とするわけではなく、リスクマネジメントへの対応強化を目的とし、現状のリスクマネジメント体制やルールについて分析を行い、その分析結果に基づく改善プランを経営層へ説明しディスカッションを実施した。
- 続いて、見直しを図ったリスクアセスメントの具体的な進め方等について、関係部署宛に複数回説明会を開催し、社内の理解を得ることに努めた。
- そして、それら対応を行った上で、実態に即した開示の充実化を図るため、開示に関わる部署と有価証券報告書全体の構成や記述内容との整合性を図るべく検討を重ね、開示に至った。
- フランチャイズ事業に関するリスクについては、【経営上の重要な契約等】へ具体的な内容を記載しているため、リスクへ焦点を当て記載した。

充実化の メリット等

- 社内においては、開示を充実化することによるリスクマネジメント体制および主要なリスクに対する理解が促進され、より明確に優先順位をつけた対応を進めることにつながった。
- また、ステークホルダーに対しては、弊社のリスク対応状況を伝えるための有用な手段となり、ステークホルダーからの信頼を得る一助となっていると思慮している。

【経営上の重要な契約等】 ※ 一部抜粋

(1) 日本郵政グループ内の契約

当社は、親会社である日本郵政株式会社を含む、日本郵政グループ内各社と契約を締結しており、また、これらの契約に基づく取引が発生しております。なお、当社には保険業法が適用されることから、日本郵政グループ内各社との取引にあたっては、アームズ・レングス・ルール(保険会社は、親会社及びその子会社等の一定の関係者との間で、通常と著しく異なる条件での取引等を行ってはならないこととされており、この定めを「アームズ・レングス・ルール」といいます。)に基づき、日本郵政グループ内取引の必要性、取引条件の適正性等の観点からのチェックを実施しております。

① 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行との契約

a. 日本郵政グループ協定(2015年3月締結)

日本郵政グループ共通の理念及び方針その他のグループ運営に係る基本的事項について定め、円滑な日本郵政グループの運営の実施に資することを目的とした協定であり、グループ商標等に係る商標権の取得・管理等を含む、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び当社の責務が定められております。

本協定の存続期間は、2015年4月1日から、株式会社ゆうちょ銀行又は当社のいずれかが、それぞれ日本郵便株式会社法第2条第2項に定める銀行窓口業務契約又は同条第3項に定める保険窓口業務契約を解除する日までとされております。また、株式会社ゆうちょ銀行又は当社が日本郵政株式会社の連結子会社でなくなった場合には、本協定について必要な見直しを行うものとされております。

② 日本郵政株式会社との契約

a. 日本郵政グループ運営に関する契約(2015年3月締結)

日本郵政グループを統轄する日本郵政株式会社が行うグループ運営に関する基本的事項(当社から日本郵政株式会社に対して事前協議又は報告を行うこと等)について定めた契約であり、上記①a. 日本郵政グループ協定に基づき締結されたものであります。本契約に基づいて締結したグループ運営のルールに関する覚書における主な事前協議事項は下記のとおりであります。当該事前協議は当社の意思決定を妨げる又は拘束するものではない旨が本契約で定められております。

(主な事前協議事項)

- ・ 株主総会の決議事項
- ・ 代表執行役及び役員執行役の選定又は解職
- ・ 執行役の選任又は解任
- ・ 経営理念及び経営方針等の策定又は変更
- ・ 中期経営計画の策定又は変更
- ・ 年度事業計画(資金調達及び運用計画を含む。)の策定又は変更
- ・ 子会社の新設
- ・ 重要な株式の取得及び処分(運用目的の場合を除く。)の決定
- ・ 重要な業務提携等の決定
- ・ 重要な資産(不動産、株式、運用目的の債権等の資産を除く。)の取得、処分の決定
- ・ 重要な投資又は融資の決定
- ・ 資本戦略の決定

なお、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営戦略及び対処すべき課題」に記載の募集品質に係る諸問題の発生を受け、グループ会社間の連携及びガバナンス態勢の強化等を図る観点から、上記覚書において、営業(業務)に関する目標・指標の制定又は改廃、年度営業(業務)方針・計画の策定又は改廃に関する報告事項(事前報告)を規定するとともに、内部監査、コンプライアンス、オペレーショナルリスクの各領域において、当社と日本郵政株式会社との間で協議・調整を行う会議体を設置すること等を明文化しております。

本契約の存続期間は、2015年4月1日から、株式会社ゆうちょ銀行又は当社のいずれかが、それぞれ日本郵便株式会社法第2条第2項に定める銀行窓口業務契約又は同条第3項に定める保険窓口業務契約を解除する日までとされております。また、株式会社ゆうちょ銀行又は当社が日本郵政株式会社の連結子会社でなくなった場合には、本契約について必要な見直しを行うものとされております。

また、本契約に基づき、当社は日本郵政株式会社に対して、「かんぽ」等を含むグループ商標の使用許諾の対価等として、ブランド価値使用料を支払うものとされております。ブランド価値使用料の算定方法は、重大な経済情勢の変化等、特段の事情が生じない限り、変更しないものとしており、日本郵政株式会社の当社株式の保有割合に直接影響されるものではありません。なお、2023年3月期の当社から日本郵政株式会社に支払ったブランド価値使用料は、22億円であります。

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

② 日本郵政グループとの人的関係及び取引関係に関するリスク

(中略)

c. 日本郵政株式会社に対するブランド価値使用料

当社は「5 経営上の重要な契約等」に記載のとおり、日本郵政グループ内各社との間で「日本郵政グループ協定」等を締結しており、グループ運営を適切・円滑に行うために必要な事項や法令等に基づき日本郵政株式会社による管理等が必要な事項については、日本郵政株式会社との事前協議又は日本郵政株式会社への報告の対象とされております。また、当社は日本郵政株式会社から「かんぽ生命」等の商標の使用を許諾されるとともに、日本郵政株式会社に対し、日本郵政グループが持つブランド力を当社の事業活動に活用できることによる利益の対価として、ブランド価値使用料を支払っております。

なお、当社が日本郵政グループに属することにより利益を享受するブランド価値は当社の業績に反映されるとの考え方に基づき、当該利益が反映された業績指標である前年度末時点の保有保険契約高に対して、一定の料率(0.0036%)を掛けて算出しており、この料率は、重大な経済情勢の変化等、特段の事情が生じない限り変更しないものとしております。また、ブランド価値使用料は、当社が日本郵政グループに属している限り、継続して支払うこととなり、当社が日本郵便株式会社法に定める関連保険会社としての業務を行っている間は、日本郵政株式会社の当社株式の保有割合にかかわらず、当該使用料の支払義務が継続いたします。

これら協定等の終了又は見直し等により現在の条件での商標の使用ができなくなった場合や、重大な経済情勢の変化等の特段の事情に起因してブランド価値使用料の算定方法が変更された場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

好事例として着目したポイント

- (1) グループ運営に関する契約により、一定の行為については事前協議が必要な旨を端的に記載するとともに、主な事前協議事項について具体的に記載
- (2) グループ運営に関する契約に基づいたグループ商標の使用料に関して、当年度の支払額や計算の前提を具体的に記載

株式会社白鳩（1/1）有価証券報告書（2023年2月期） P16-17

ガバナンス

株式の処分等

財務上の特約

(1) 【経営上の重要な契約等】 ※ 一部抜粋

(3) 資本業務提携契約

当社は小田急電鉄株式会社との間で資本業務提携契約を締結しており、その内容は次のとおりであります。

契約締結日	契約締結先	内容	業務提携の内容
2018年2月15日	小田急電鉄株式会社	資本業務提携 当社株式の保有 1,700,000株	①当社及び小田急電鉄の顧客資産等、経営資源の相互補完による売上拡大 ②小田急グループの信用力・ブランド力と当社のEコマース事業におけるノウハウの相互活用 ③小田急電鉄グループが有する不動産開発に係る知見・ノウハウやネットワークを活用した当社の倉庫及び物流センターの開発 ④小田急電鉄が有する中期経営計画策定に係る知見・ノウハウを活用（人的サポートを含む）した当社の中期経営計画の策定 ⑤小田急電鉄が有する内部統制に係る知見・ノウハウを活用（人的サポートを含む）した当社の内部統制体制の強化 ⑥小田急電鉄から当社に対するマネジメント人材2名の派遣を含む、当社と小田急電鉄間における人材の交流及び情報の共有 ⑦その他、新規事業領域や新サービスの開発等に関する相互協力及び推進

- (注) 1 当事業年度末日現在において、小田急電鉄株式会社が保有する当社の株式数は2,673,600株であります。
- 2 当社が小田急電鉄株式会社の議決権割合が低下する行為を行う場合には、事前に小田急電鉄株式会社の書面による承認を得る旨、規定されております。なお、小田急電鉄株式会社は、当社取締役1名の指名権を有しております。
- 3 2023年3月31日付で資本業務提携を解消し、資本業務提携を解消しております。なお、内容の詳細につきましては、「重要な後発事象」注記をご参照ください。

(2)

(4) シンジケートローン契約

当社は下記金融機関4行との間で新本社物流センター建築資金の調達を目的としたシンジケートローン契約を締結しており、その内容は次のとおりであります。

契約締結日	契約締結先	契約内容	財務制限条項
2019年8月27日	株式会社 三菱UFJ銀行 株式会社 滋賀銀行 京都中央信用金庫 株式会社 みずほ銀行	契約金額 1,500百万円 借入利率 3ヶ月 Tibor+0.5% 担保提供資産 当社所有の土地及び建物	①2020年2月に終了する決算期以降各年度の決算期の末日における貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2019年2月に終了する決算期の末日における貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。 ②2020年2月に終了する決算期以降の各年度の決算期の末日における損益計算書における経常損益に関して、それぞれを2期連続して経常損失を計上しないこと。 ③2020年2月に終了する決算期以降の各年度の決算期の末日における損益計算書における税引後当期損益に関して、それぞれ2期連続して税引後当期損失を計上しないこと。

(注) 1 2023年3月31日付でシンジケートローンのリファイナンスを行っております。内容の詳細につきましては、「重要な後発事象」注記をご参照ください。

好事例として着目したポイント

- 資本業務提携契約の内容について端的に記載するとともに、株主の議決権割合が低下する行為を行う場合の事前承認や、役員の名指権を有する旨の合意についても端的に記載
- シンジケートローン契約の概要や財務制限条項の内容を具体的に記載

【経営上の重要な契約等】 ※ 一部抜粋

(5) 金融機関とのシンジケートローン契約

契約会社名	契約締結先	契約内容	契約期間
株式会社カーブスホールディングス	株式会社三菱UFJ銀行 株式会社りそな銀行 株式会社群馬銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社足利銀行 株式会社横浜銀行	借入金額184億円、返済方法3ヶ月毎の約定均等返済、年利率TIBOR+0.3%とする	2018年3月29日から 2028年3月29日

(注) 1. 上記については株式会社カーブスジャパン、株式会社ハイ・スタンダード、Curves International, Inc. が連帯保証人となっております。

2. 主な借入人の義務は下記となっております。

イ. 借入人の決算書類を提出する義務

ロ. 本契約において許容される場合を除き、書面による事前承諾なく第三者のために担保提供を行わないこと

ハ. 財務制限条項を遵守すること

財務制限条項の主な内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結貸借対照表関係」に記載しております。

(中略)

(8) 金融機関とのシンジケートローン契約

契約会社名	契約締結先	契約内容	契約期間
株式会社カーブスホールディングス	株式会社三菱UFJ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社群馬銀行	借入金額50億円、返済方法3ヶ月毎の約定均等返済、年利率TIBOR + 0.25%とする	2020年7月3日から 2025年6月30日

(注) 1. 上記については株式会社カーブスジャパンが連帯保証人となっております。

2. 主な借入人の義務は下記となっております。

イ. 借入人の決算書類を提出する義務

ロ. 本契約において許容される場合を除き、書面による事前承諾なく第三者のために担保提供を行わないこと

ハ. 財務制限条項を遵守すること

財務制限条項の主な内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結貸借対照表関係」に記載しております。

【連結財務諸表等】 ※ 一部抜粋

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

※ 2 財務制限条項

(中略)

当連結会計年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

当社の株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(契約日2018年3月26日、2023年8月31日現在の借入残高8,740百万円)には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ① 本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持する。
- ② 本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の損益計算書における経常損益を2期連続赤字としない。
- ③ 本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における有利子負債(当該貸借対照表における「短期借入金」、「長期借入金」、「1年以内返済予定長期借入金」、「社債」、「1年以内償還予定社債」、「新株予約権付社債」、「1年以内償還予定新株予約権付社債」、「コマーシャルペーパー」及び「割引手形」をいう。)の合計金額から、「現金及び預金」の金額を控除した金額を、当該決算期の末日における連結の損益計算書における「営業損益」、「減価償却費」及び「のれん償却費」の合計金額で除した数値を4以下にそれぞれ維持する。
- ④ 本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、全貸付人及びエージェントが書面により事前に承諾しない限り、各保証人に対する議決権割合を100%(間接保有の場合を含む。)に維持する。

当社の株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(契約日2020年6月30日、2023年8月31日現在の借入残高2,500百万円)には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ① 本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持する。
- ② 本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の損益計算書における経常損益を2期連続赤字としない。

好事例として着目したポイント

- シンジケートローン契約ごとに、契約の概要や財務制限条項の内容を具体的に記載するとともに、財務制限条項に抵触した場合の影響についても端的に記載

株式会社グリーンズ（1/2）有価証券報告書（2023年6月期） P17,23,65

財務上の特約

【経営上の重要な契約等】 ※ 一部抜粋

(提出会社)

1. シンジケートローン契約

2021年3月26日に締結したシンジケートローン及び資本的劣後ローンの返済期日が2023年3月に到来したため、契約金額及び最終返済期日を見直し、総額13,000百万円（うち3,000百万円は資本的劣後ローン）にて契約を更新しました。

	トランシェA	トランシェB	トランシェC
形態	ファシリティ貸付 (シンジケーション方式 コミットメントライン)	資本的劣後ローン貸付 (シンジケーション方式 タームローン)	タームローン (シンジケーション方式 タームローン)
契約金額	7,000百万円	3,000百万円	3,000百万円
借入日	2023年3月31日 (コミットメント開始日)	2021年3月31日	2023年3月31日
最終返済期日	2025年3月31日 (コミットメント終了日)	2028年3月31日	2028年12月28日
資金使途	既存借入の借換えを含む運転資金		
借入先	アレンジャー：株式会社三菱UFJ銀行 参加金融機関：株式会社三菱UFJ銀行、 株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、 株式会社百五銀行、株式会社第三十三銀行、 株式会社商工組合中央金庫		

(注) トランシェBにつきましては、契約の見直しはありません。

【連結財務諸表等】 ※ 一部抜粋

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

※3 財務制限条項

(中略)

当連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

借入金のうち150,034千円については下記の財務制限条項が付されております。

- 2019年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年6月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- 2019年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を2期連続してゼロ円未満にしないこと。

借入金のうち2,070,806千円については下記の財務制限条項が付されております。

- 2022年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結又は単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2021年6月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- 2021年6月期以降、借主は決算期末日における連結の貸借対照表の純資産の部と資本的劣後ローンの金額を合計した金額をゼロ円未満としないこと。
- 2022年6月期以降、連結の損益計算書において、営業損益の金額をゼロ円未満としないこと。
- 2022年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結又は単体の損益計算書において、経常損益の金額を2期連続してゼロ円未満にしないこと。

2021年3月26日付で「シンジケートローン契約」を締結しており、借り換えを行った8,600,000千円には、下記の財務制限条項が付されております。

- 2021年6月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額及び劣後タームローン貸付の元本残高及び本契約上で規定した劣後タームローン貸付以外の金融機関によって資本性が認められる劣後ローンの元本残高の合計額を、ゼロ円未満にしないこと。
- 2022年6月決算期を初回とする各年度決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の営業損益に関して、それぞれ営業損失を計上しないこと。

なお、上記(1)の財務制限条項に抵触しておりますが、取引金融機関から期限の利益喪失に関する請求を受けておりません。

好事例として着目したポイント

- 借入契約の概要や財務制限条項の内容を具体的に記載するとともに、財務制限条項に一部抵触している旨についても記載

株式会社グリーンズ（2/2）有価証券報告書（2023年6月期） P17,23,65

3 類型以外

【経営上の重要な契約等】 ※ 一部抜粋

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

2. チョイスブランドにおけるフランチャイズ契約

(1) マスターフランチャイズ契約

当社の連結子会社である株式会社チョイスホテルズジャパンは、チョイスホテルズインターナショナル社の間接的な完全子会社であるチョイスホテルズライセンスリング 2 B. V. との間で次の「マスターフランチャイズ契約」を締結しております。

契約締結日	2003年11月4日
契約の名称	マスターフランチャイズ契約書
契約会社名	株式会社チョイスホテルズジャパン
相手先	チョイスホテルズライセンスリング 2 B. V. (オランダ)
契約期間	自2004年1月1日 至2033年12月31日
契約の概要	<p>以下の権利とマスターライセンスを株式会社チョイスホテルズジャパンに許諾すること</p> <p>① 第三者に対し、日本国内でフランチャイズホテルを設置及び運営するライセンスを付与するために最善の努力をすること</p> <p>② ①に関連する場合に限り商標及び本件システムを使用すること</p> <p>対価： フランチャイズ契約締結の際、1店舗毎に支払うイニシャル・フィー、ホテルの前月の売上高に応じて支払うロイヤリティ・フィー、広告宣伝活動及び販売促進に関する費用としてマーケティング・フィーを支払う</p> <p>解約条件： 一般的な解約条件の他、以下の事由による。</p> <p>① 毎年12月31日を期日とする開発割当店舗数が定められており、当該割当店舗数を達成できなかった場合。ただし、開発不足分の店舗数に応じたフランチャイズ・フィーを相手方に支払うことで1年間の猶予が与えられる。</p> <p>② 金融機関その他投資関連以外の第三者が株式会社チョイスホテルズジャパンの株式の20%を取得するか、当社の支配権を取得した場合</p> <p>③ 同業他社の代表者または代理人が当社もしくは株式会社チョイスホテルズジャパンの取締役に就任した場合</p>

- (注) 1. 本書提出日現在において、上記解約事由のいずれにも抵触していません。
2. 契約期間については2019年9月に2024年1月1日から2033年12月31日までの契約期間の延長に関する契約を締結しております。

(2)

(3) フランチャイズ契約について

当社グループでは、当社の連結子会社である株式会社チョイスホテルズジャパンが、チョイスホテルズライセンスリング 2 B. V. (チョイスホテルズインターナショナル社の間接的な完全子会社) との間で日本における「マスターフランチャイズ契約」を締結し、また当社は株式会社チョイスホテルズジャパンとの「フランチャイズ契約」により、チョイスホテルズインターナショナル社が保有する商標(ブランド名称)を使用し多数のホテルを展開・運営を行っております。

チョイスホテルズインターナショナル社と当社グループでは、取引開始以降、長年にわたり良好な関係を維持しておりますが、当該「マスターフランチャイズ契約」には、一般的な解約事由の他、以下の解約事由が定められております。

本契約の契約期間においては、毎年12月31日を期日とする開発割当店舗数が定められており、当該割当店舗数を達成できなかった場合に解約事由に抵触いたします。ただし、開発不足分の店舗数に応じたフランチャイズ・フィーを相手方に支払うことで1年間の猶予が与えられます。

また、金融機関その他投資関連以外の第三者が株式会社チョイスホテルズジャパンの株式の20%を取得するか、当社の支配権を取得した場合に解約事由に抵触いたします。

加えて同業他社の代表者または代理人が当社もしくは株式会社チョイスホテルズジャパンの取締役に就任した場合にも解約事由に抵触いたします。

これらを含む本契約の解約事由に抵触した場合、当社グループはチョイスホテルズインターナショナル社が保有する商標(ブランド名称)を使用できなくなり、営業戦略の見直しやブランド変更に伴う諸費用の増加等により、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。なお、本書提出日現在において、当該解約事由には抵触していません。

また、本契約の期間満了後には新たなマスターフランチャイズ契約を締結する必要があり、契約締結の可否及び契約条件の見直し等により当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

好事例として着目したポイント

- (1) フランチャイズ契約について、契約の概要や解約条件等について端的に記載
- (2) フランチャイズ契約に関するリスクとして、フランチャイズ契約で定められた事項に未達となった場合の影響やフランチャイズ契約の履行状況について端的に記載

株式会社ローソン（1/2）有価証券報告書（2023年2月期） P16-18,37-38

3 類型以外

【経営上の重要な契約等】 ※ 一部抜粋

(1) 主要な加盟契約の要旨

a 当事者（当社と加盟者）の間で、取り結ぶ契約

(a) 契約の名称
フランチャイズ契約

(b) 契約の本旨

当社の許諾によるローソン・ストア経営のためのフランチャイズ契約関係を形成すること。

b 加盟に際し、徴収する加盟金、その他の金銭に関する事項

徴収する金銭の額		その性質
・加盟金	1,100,000円(税込)	・左記①から②までの合計
①研修費	550,000円(税込)	・スクールトレーニング及びストアトレーニングに参加してローソンのシステムを習得する際に係る費用。
②開店準備手数料	550,000円(税込)	・スムーズな開店のための一連の作業に係る費用及び手数料。
・出資金	1,000,000円	・商品の仕入代金の一部決済に充当

c フランチャイズ権の付与に関する事項

(a) 当該加盟店におけるローソン・ストア経営について“ローソン”の商品商標・サービスマーク・意匠・その他の標章の使用権。

(b) 当社のサポートのもと、ローソン・チェーンシステムの経営ノウハウ及びローソン・ストア経営に必要な各種マニュアル・資料・書式等が提供され、これらを使用する権利。

(c) 当社が貸与する店舗設備・什器備品の使用権。

d 加盟店に対する商品の販売条件に関する事項

(a) 加盟者の開店時に在庫する商品は、開店日までに当社が準備しますが、商品代金は加盟者が負担します。商品代金の支払は、第b項の出資金により一部が充当決済され、残額は、開業後、日々加盟者が当社に送金する売上代金から随時充当決済されます。

(b) 開店後は加盟者が当社の推奨する仕入先及びその他の仕入先から商品を買取ります。商品代金の支払は、加盟者が当社に送金する売上代金から随時充当決済されます。

e 経営のサポートに関する事項

(a) 加盟に際しての研修

加盟者を含む専従者は当社の定める研修のすべての課程を修了する必要があります。

(b) 研修の内容

イ スクールトレーニング（5日間）

当社の実施するローソン・チェーンシステムの理解、販売心得、接客方法、商品管理、法令遵守、従業員管理、経営計画書の策定

ロ スタートトレーニング（14日間）

トレーニング店及びオープン予定店においてオープンに向け必要となる技術、技能の取得

(c) 加盟者に対する継続的な経営サポート方法

イ 新規オープンに関するサポート

ロ 教育研修に関するサポート

ハ 商品仕入販売、収納代行等のサービス業務に関するサポート

(中略)

f 契約の期間、契約満了後の新規契約及び契約解除に関する事項

(a) 契約期間

イ 契約の開始日……契約締結日

ロ 契約の終了日……新規オープン日の属する月の初日から満10か年目又は満5か年目の日

※契約の終了日を満5か年目の日とする契約（5年契約）は、当社が店舗を用意する場合に選択可能

(b) 契約満了後の新規契約の条件及び手続

契約満了により終了し、更新はありません。但し、契約終了の6か月前までに本部と加盟者が合意した場合には最新のフランチャイズ契約により再契約を締結します。

(c) 契約解除・解約の条件

当社又は加盟者がフランチャイズ契約上の定めに重大な違反をした場合や、信用不安となった場合など、フランチャイズ契約を継続しがたい事由が生じた場合は、その相手方はフランチャイズ契約を解除することができます。

解約すべきやむを得ない事由がない場合でも、当社又は加盟者は6か月前までに通知して解約金を支払いフランチャイズ契約を解約することができます。

g 加盟者から定期的に徴収する金銭に関する事項

原則として総荒利益高に下記の割合を乗じた金額を、当社が実施するサービスの対価として徴収します。

(a) 加盟店が店舗を用意するフランチャイズ店

月間総荒利益高	割合
	10年契約
1円～300万円部分	41%
300万1円～450万円部分	36%
450万1円～600万円部分	31%
600万1円～	21%

(b) 当社が店舗を用意するフランチャイズ店

月間総荒利益高	割合	
	10年契約	5年契約
1円～300万円部分	45%	46%
300万1円～450万円部分	70%	71%
450万1円～	60%	61%

h 経費負担に関する事項

店舗営業に伴う経費は原則加盟者負担となります。

ただし、契約店舗の電気代及び店内空調にかかる燃料費については、その半額（上限金額は月額25万円まで）を当社が負担します。また、契約店舗で生じる商品の見切・処分については、その一部を当社が負担する支援を行います。

好事例として着目したポイント

- フランチャイズ契約について、徴収する金額や料率、フランチャイズ権の内容、経営のサポート内容等について具体的に記載

株式会社ローソン（2/2）有価証券報告書（2023年2月期） P16-18,37-38

3 類型以外

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

(1) リスク管理体制

① リスク管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を統括する部署を設置し、リスク管理に関連する規程を定め、平常時におけるグループ横断的な事前予防体制を整備しております。また、各部署において事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクを識別し、当該リスクが生じる可能性及びリスクがもたらす影響の大きさを分析し、重点的に対策を講じるべきリスクかどうかを評価してリスクの特性に応じた対応を実施しております。なお、その分析・評価の結果、及び対応方法等は、経営会議等にて報告され、経営に重要な影響を及ぼす可能性があるとして認識している主要なリスクに対して対応を議論しており、重要な業務執行においては、取締役会、経営会議等での意思決定に際して、当該事案に係るリスクを洗い出し、そのリスクへの対応策を事前に確認、議論の上で決議、執行しております。

また、リスク管理の実効性を確保するために、コンプライアンス・リスク管理委員会会議及び情報セキュリティ委員会会議と4つの小委員会を設置し、委員会及び委員長の職務権限と責任を明確にした体制を整備するとともに、リスク管理担当者の各部署及び関係会社への配置、及びリスク管理の教育・訓練の実施により、リスク管理意識の維持・向上を図っております。

② リスク発生時の対応及び対応終了後の改善

当社は、当社グループにおけるリスクの発生により、事業の中断、損失の発生等の緊急事態・危機になり得るまたはそれらを引き起こし得る状況をインシデントと定義し、インシデント発生時には被害最小化を目的に、予め定められた報告ルート・方法に従い迅速なインシデント対応報告を行うこと及び重大なインシデント発生時の対策本部設置基準等のルールを整備しております。また、インシデント対応終了後は、発生要因を分析し、施策の見直し・改善を行って、再発防止へとつなげております。

③ 事業継続マネジメント

当社では、当社グループにおける重大な被害（損害）を伴う緊急事態が発生した場合においても、人命の安全確保を前提としたうえで、重要な業務を中断させず、かつ、万一事業活動が中断したとしても、目標復旧時間までに再開させることを目的とした事業継続マネジメント（BCM）に係る体制及び規程等のルールを整備しております。

なお、事業継続マネジメント（BCM）に係る体制及び規程等のルールは、インシデントの原因に特定されないオールハザード型を基本とし、首都直下地震やパンデミック等の事前に想定可能な特定のシナリオに対しては、そのシナリオに沿った具体的な事業継続計画（BCP）にて体制及びルールを整備しております。

(2) 主要なリスク

当社は、当社グループにおけるリスクが生じる可能性及びリスクがもたらす影響の大きさを分析・評価し、損害規模等の影響度、及び近年の動向を踏まえた発生頻度をもとに評価を行っており、全社リスクマップとして可視化を行っております。その評価結果の中で、影響度や発生頻度等を踏まえた主要なリスクは以下の通りとなります。なお、サプライヤーに影響を及ぼす新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた人的リソース不足や、紛争や政治的な不安による地政学的リスク、並びに原材料価格の高騰のような経済的リスク等のサプライチェーンリスクについても、リスクの分析・評価時に考慮し対応を検討しております。

特定したリスクに対しては、発生頻度や影響度合いによる分析・評価の結果を踏まえ、重要度に応じた対応を協議し、それらリスクへの回避、低減や保険付保による移転等の対応方法を策定しております。

好事例として着目したポイント

- 主要なリスクを全社リスクマップとして図示するとともに、フランチャイズ事業に関するリスクについて、想定されるリスクの内容や影響度、対応策等について端的に記載

《全社リスクマップ（主要なリスクのみ抜粋）》

影響度	大	⑦	⑨	⑤	⑩
		⑬	①	④	②
中	⑬	①	④	②	③
	⑥	⑪	⑫		
小	⑬	①	④	②	③
	⑥	⑪	⑫		
		⑭		⑧	
		低	中	高	

【影響度】

大：1カ月以上の業務中断、損害額100億円以上 等
 中：1週間以上1ヵ月未満の業務中断、損害額100億円未満で20億円以上 等
 小：1週間の業務中断、損害額20億円未満 等

【発生頻度】

高：上昇傾向
 中：ほぼ変わらない
 低：下降傾向

事業等のリスク	
分類	主要なリスク
経営戦略リスク	① M&Aや業務提携に関するリスク
	② フランチャイズ（FC）事業に関するリスク
	③ 銀行事業に関するリスク
	④ 原材料調達に関するリスク
	⑤ 気候変動に関するリスク
財務リスク	⑥ 資産の価値に関するリスク
	⑦ 資金調達に関するリスク
	⑧ 為替の変動に関するリスク
オペレーショナルリスク	⑨ 食品の安全性に関するリスク
	⑩ ITシステムに関するリスク
	⑪ 個人情報取扱いに関するリスク
コンプライアンスリスク	⑫ レビューテーションに関するリスク
	⑬ 法規制等に関するリスク
ハザードリスク	⑭ 人権に関するリスク
	⑮ 災害に関するリスク
	⑯ 新型コロナウイルス感染症に関するリスク

(中略)

② フランチャイズ（FC）事業に関するリスク [影響度：中、発生頻度：高]

当社グループは、主たる事業である国内コンビニエンスストア事業にて、フランチャイズシステムを採用し、FC加盟店オーナーとの間で締結するフランチャイズ契約に基づいて、当社グループが保有する店舗ブランド名にてチェーン展開を行っております。従って、契約の相手先であるFC加盟店における不祥事等によりチェーン全体のパフォーマンスが影響を受けた場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、フランチャイズシステムは、契約当事者の双方向の信頼関係により業績が向上するシステムであり、FC加盟店オーナーと当社グループのいずれかの要因により信頼関係が損なわれ、万一多くの加盟店とのフランチャイズ契約が解消される事態に至った場合は、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(リスクへの対応策等)

FC加盟店との日常的なコミュニケーションを通じて十分な情報を提供するとともに、適切なサポートを行って、不祥事等を抑止するとともに、安定した店舗経営の継続のための各種の取組みも実施し、加盟店との間に強いパートナーシップを築いてまいります。

住友金属鉱山株式会社 (1/1) 有価証券報告書 (2023年3月期) P38,75,81

3 類型以外

【株式の保有状況】 ※ 一部抜粋

c. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的等

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
PT Vale Indonesia Tbk	1,493,218,075	1,493,218,075	(1) 同社はニッケル原料の主要仕入先の一つです。当社製錬セグメントの事業活動の円滑化と中長期的な事業基盤の強化のため保有しております。 同社が2025年以降も操業を継続するために必要な鉱業事業許可取得の条件の1つとして同社に対するインドネシア資本の出資比率を引き上げる必要があり、2020年度において、当社は同社株式を一部売却し、持分法適用会社から除外しました。この結果、同社株式の保有目的区分も変更となっております。 業務提携については、「d. 保有目的が当社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とする株式」をご参照ください。	無
	88,376	85,039		

(中略)

d. 保有目的が当社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とする株式

当社が「21 中計」で掲げる事業基盤強化と成長戦略による企業価値の最大化を目指すために、以下に記載する企業との業務提携等は欠かせません。

銘柄	業務提携等の概要
PT Vale Indonesia Tbk	当社は1972年に、インドネシア共和国のソロワコ・ニッケルプロジェクトを保有するPT International Nickel Indonesia Tbk (現 PT Vale Indonesia Tbk) へ出資しました。その後、1988年には同社の株式20%を追加取得しました。それ以降、同社はインドネシア共和国における当社の重要な事業基盤として、また当社の製錬事業で使用するニッケル原料の主要調達先として、非常に重要な役割を担っており、同社との連携をより強固なものとするべく、同社株式を保有しています。 その後、インドネシア共和国の鉱業政策が改正され、2020年に同社の株式5%を売却しています。 なお、「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載のとおり、当社は、同社が運営するソロワコ鉱山の年間生産量の20%を購入する権利・義務を有しています。

【経営上の重要な契約等】 ※ 一部抜粋

(1) モレンシー銅鉱山の共同運営契約

当社の連結子会社でありますSumitomo Metal Mining Arizona Inc.及びSMM Morenci Inc.は、米国モレンシー銅鉱山を共同保有し、同鉱山の共同運営を行う契約を米国フリーポート・マクモラン社の関係会社と締結しております。これにより、Sumitomo Metal Mining Arizona Inc.は、同鉱山の生産物の権益見合いの15%を、SMM Morenci Inc.は13%を引き取る権利・義務を保有しております。

(2) Compania Contractual Minera Candelariaの共同運営契約

当社の連結子会社でありますSMM Candelaria Inc.は、チリ共和国Compania Contractual Minera Candelariaの株式の20%を保有し、同社の共同運営を行う契約をカナダ国ルンディン・マイニング社と締結しております。これにより、SMM Candelaria Inc.は、Compania Contractual Minera Candelariaの生産物の20%を購入する権利・義務を保有しております。

(3) Sociedad Minera Cerro Verde S.A.A.の共同運営契約

当社の連結子会社でありますSMM Cerro Verde Netherlands B.V.は、ペルー共和国のSociedad Minera Cerro Verde S.A.A.の株式の21%を保有し、当社はSociedad Minera Cerro Verde S.A.A.の共同運営を行う契約を、米国フリーポート・マクモラン社及び同社の関係会社並びにペルー共和国ブエナビエンチュラ社と締結しております。これにより、当社は、Sociedad Minera Cerro Verde S.A.A.で生産された銅精鉱につき、生産量の21%を購入する権利・義務を保有しております。

(4) PT Vale Indonesia Tbkの共同運営契約

当社は、インドネシア共和国のPT Vale Indonesia Tbkの株式の15%を保有し、同社の共同運営を行う株主間契約を、カナダ国のヴァーレ・カナダ社及びインドネシア国営企業であるPT Indonesia Asahan Aluminium(Persero)と締結しております。またこの3社にPT Vale Indonesia Tbkを加えた4社による生産物を購入する権利・義務に関する契約を締結しております。これにより、当社は、PT Vale Indonesia Tbkのソロワコ鉱山の合意した年間生産量についてその20%を購入する権利・義務を保有しております。

(5) Coral Bay Nickel Corporationの共同運営契約

当社の連結子会社でありますCoral Bay Nickel Corporationは、フィリピン共和国Nickel Asia Corporationより16%の出資を受け、当社は、同社とCoral Bay Nickel Corporationを共同運営する契約を締結しております。これにより、Coral Bay Nickel Corporationは、Nickel Asia Corporationの子会社であるリオツバ・ニッケル・マイニング社が操業するリオツバ鉱山のニッケル鉱のうち、HPAL法に適した鉱石を全量購入する権利を保有し、当社はCoral Bay Nickel Corporationの生産物を全量購入する権利・義務を保有しております。

(以下略)

好事例として着目したポイント

- (1) 株式保有の目的や必要性、業務提携等の内容について具体的に記載
- (2) 経営上の重要な契約において、業務提携に関連した契約内容を具体的に記載

【経営上の重要な契約等】 ※ 一部抜粋

(2) ゲーミング (カジノ) に関する規制、ライセンスについて

2000年1月に、当社は米国ネバダ州のゲーミング機器製造に関するライセンスを、また、当社の子会社であるKonami Gaming, Inc. (本社ネバダ州ラスベガス) は同州のゲーミング機器製造及び販売に関するライセンスをそれぞれ取得し、ゲーミング機器市場に参入いたしました。現在では、米国、オーストラリア及びアジア等、海外の様々な国・地域において、ゲーミング機器の製造及び販売に必要なライセンスを取得し、事業を展開しておりますが、これらのライセンス取得に伴い、当社グループは様々な国・地域における規制を受けます。これらの規制のうち、米国ネバダ州におけるゲーミング機器の製造、販売及び流通について規制する条例及び規定 (以下、「ネバダ規定」という。) の内容、範囲及び手続きを記載いたします。

(中略)

② ネバダ規定の内容

ネバダ州内でのゲーミング機器の製造、販売及び流通、あるいはネバダ州外でを使用することを目的にそれらの行為を行うことは、ネバダ州ゲーミング管理法及びネバダゲーミングコミッション (以下、「ネバダコミッション」という。) の規定、州のゲーミング管理委員会 (以下、「GCB」という。) 及び多くの郡や自治体の規制当局 (以下、「ネバダゲーミング当局」という。) の法律、規則、条例の適用対象となります。これらの法律、規則、条例は、主として、ゲーミング機器のメーカー、流通業者及びオペレーター、並びにゲーミングに金銭的に関与している者の責任、財務的安定性や特性に関するものであります。ゲーミング機器の製造、販売及び運営にはそれぞれ別のライセンスが必要です。ネバダゲーミング当局の法律、規則及び監督手続は、下記事項を求めています。すなわち、(i) いつ、いかなる立場においても、直接、間接を問わず、不適格な者がゲーミング事業と関わることを防止すること、(ii) 信頼できる会計慣行と手順を確立し維持すること、(iii) ライセンス保持者の財務慣行に対して有効な統制を維持すること (社内の財務業務に関する最低限の手続の確立、資産と収益の保全、信頼性のある帳簿等の保持、ネバダゲーミング当局への定期的な報告の義務付け等が含まれます)、(iv) 詐欺的及び不正な慣行を防止すること、(v) 納税及びライセンス料の支払いを通じて、州及び地方政府へ財源を供給することなどが要請されております。これらの法律、規則、手続、司法上または規制上の解釈の変更が、当社のゲーミング&システム事業に悪影響をもたらすことがあります。

(中略)

当社は上場企業としてネバダコミッションに登録されているため、詳細な財務・営業報告を定期的にネバダコミッションに提出するほかに、その求めに応じ他の一切の情報を提出することを義務付けられております。ネバダゲーミング当局からライセンスと承認を得ることなしには、当社のゲーミング&システム事業子会社の株主になることも、利益の一部を受け取ることもできません。

(中略)

ネバダゲーミング当局は、当社またはライセンスを受けている当社子会社と重要な関係または関わりを持つ個人を、ライセンス保持者の取引関係者として適格であるか、またはライセンスを付与すべきかを判断するために調査することができます。ネバダゲーミング当局は、合理的な根拠があるとみなせば、ライセンスの申請または適格性の認定を拒否することができます。適格性の認定を受けることはライセンスを付与されることに等しく、共に詳細な個人・財務情報の提出を要求され、その後、徹底した素行調査を受けることとなります。調査の全ての費用はライセンスまたは適格性の認定を申請した者が支払います。ライセンスを受けた地位に変更が生じた時は、ネバダゲーミング当局に報告しなければなりません。ネバダゲーミング当局は、当社の役員、取締役または主要従業員の地位の変更を承認しない場合があります。また、当社に対して当社の役員、取締役または主要従業員の資格停止、または解雇を要求することもあります。必要な申請書類の提出を拒否した者、またはネバダゲーミング当局が、そのような立場で活動するのは不適切だと判断した者については全ての関係を断つよう要求することもできます。適格性またはライセンス付与に関する問題の決定についてはネバダ州の司法審査の対象とはなりません。

ネバダコミッションは、当社議決権株式の実質株主に対し、その所有株式数にかかわらず、申請書の提出を求め、調査した上で適格か審査することがあります。この場合、申請者はGCBの調査の費用と経費を全て負担します。適格性の認定を受ける必要がある議決権株式の実質株主が会社、パートナーシップ、あるいは信託である場合は、実質所有者のリスト等を含む詳細な事業・財務情報を提出する必要があります。当社の議決権株式の5%超を取得しようとする者は、ネバダコミッションへ届出をする必要があります。当社議決権株式の10%以上の実質株主になる者は、ネバダコミッションが規則で定める日から30日以内に適格性の認定を申請する必要があります。

一定の状況下では、ネバダコミッション規則に定義された「機関投資家」が当社の議決権株式の10%超25%以下を取得した場合に、投資目的のみその議決権株式を所有するときは、ネバダコミッションに対して適格性認定要件の免除を申請できます。機関投資家は、次の場合にのみ、投資目的で議決権株式を所有しているものとみなされます。すなわち、その通常の取引過程で議決権株式を取得して保有し、(i) 取締役会の過半数の選任、(ii) 会社の定款、内規、経営、方針または事業の変更、(iii) ネバダコミッションが投資目的による議決権株式の所有に矛盾すると判断するその他の行為を、直接、間接を問わず、もたらすことを目的としない場合であります。ネバダコミッションは、株主が投票する全ての事項への議決権の行使、証券アナリストが通常行うような財務その他の情報の開示、ネバダコミッションが投資目的に合致すると認めるその他の行為については、議決権株式を投資目的のみに所有することに矛盾しないとみなします。適格性の認定を受けなければならない議決権株式の実質株主が、法人、パートナーシップ、合資会社、有限責任会社、または信託の場合、その株主は、実質所有者のリスト等の詳細な事業・財務情報を提出する必要があります。その際、GCBの調査にかかる全ての費用は申請者の負担となります。

(中略)

当社の支配に変更をもたらすような合併、統合、株式や資産の取得、経営またはコンサルティング契約、さらにある者がそれによって支配権を得る行為・行動は、GCBの事前調査とネバダコミッションの承認なしには行えません。当社の支配権を獲得しようとする者は、その支配権を獲得する前に、ネバダコミッションとGCBの厳格な各種基準を満たさなければなりません。また、ネバダコミッションは、支配株主、役員、取締役、または支配権の取得を申し出ている企業と重大な関係、関わりをもつその他の者に対して、その取引に関する承認手続きの一部として調査を受け、ライセンスを取得するよう求めることがあります。

ネバダ州議会は、敵対的企業買収、議決権株式の買戻し、ネバダ州のゲーミングライセンス保有者とこれらの事業に関連する公開企業に影響を及ぼす企業防衛戦略は、安定的かつ生産的なゲーミング事業者にとって有害となる可能性があるとしております。ネバダコミッションは規制の枠組みを確立することにより、これらの商慣行がネバダ州のゲーミング業界に及ぼす潜在的な悪影響を改善し、下記のためにネバダ州の方針をさらに徹底することを図っております。(i) オペレーターとその関係会社の財務的安定を保証すること、(ii) 法人形態で事業を行う特典を保全すること、(iii) 会社業務を秩序正しく統治するための、中立的な環境を整備すること、及び(iv) コーポレート・ガバナンスに関する事項において、ゲーミング事業者の継続的な清廉性を保護することです。市場価格より高値での議決権株式の買戻しや、敵対的企業買収の場合等、特定の状況ではネバダコミッションの事前承認を求められます。ネバダ州のゲーミング法令は、当社の支配権の獲得を目的として株主に直接行われる株式公開買付に対抗して、取締役会が提案する資本変更の計画を採用する場合にも事前承認を求めています。

(以下略)

好事例として着目したポイント

- ネバダ規定の具体的な内容として、役員や主要な従業員の地位変更の制限の可能性、提出会社の株式を取得するにあたっての届出や認定の申請、市場価格より高値での議決権株式の買戻しの事前承認等、ネバダコミッション等による規制の内容を具体的に記載

！ 開示の好事例としての公表をもって、開示例の記載内容に誤りが含まれていないことを保証するものではありません。